

ID: 129

担当部署: 経済観光部 観光政策課

処分の概要	配湯料金の減免		
例 規 名 根 拠 条 項	長門市営湯免・黄波戸温泉配湯条例 第8条ただし書		
例 規 番 号	平成17年条例第194号		
【根拠条文】 (減免) 第8条 市長は、利用者の施設した設備の故障又は不備により供給量の減少又は受湯不能が生じた場合においても配湯料金の減免を認めないものとする。ただし、市長が公益上その他特別の事由があると認めるときは、この限りでない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	3日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 5 月 7 日	最終変更年月日	年 月 日